

公益財団法人Uビジョン研究所 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人Uビジョン研究所（以下「当財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 当財団が受領する寄附金は、以下の4種とする。

(1) 公益事業基金へ組み入れる寄附金

高齢者生活施設で暮らす人たちが、個人として尊重され、安心して安全に生活できるようにすることを目的とした「公益事業基金」に組み入れる寄附金

(2) 管理費充当基金へ組み入れる寄附金

当財団が安定的に運営されることを目的とした「管理費充当基金」へ組み入れる寄附金

(3) 使途特定寄附金

上記(1)及び(2)以外の寄附金で、寄附者から寄附金の使途や資金管理方法等について特別の条件が付された寄附金

(4) 一般寄附金

上記(1)から(3)以外の寄附金で、当財団の会員又は一般社会に常時寄附活動を行うことにより受領する寄附金

(寄附金の使途及び基金の取崩し等)

第3条 公益事業基金は、公益目的事業会計が赤字の場合にその赤字を埋める額の範囲内で理事会が定めた額を取り崩して使用する。また、発生する利息については入金した年度内に公益目的事業会計で使用する。

2 管理費充当基金は、法人会計が赤字の場合にその赤字を埋める額の範囲内で理事会が定めた額を取り崩して使用する。また、発生する利息については入金した年度内に法人会計で使用する。

3 一般寄附金は、寄附金総額の10%以上を公益目的事業に使用する。

(使途特定寄附金)

第4条 第2条の(3)の特別の条件については、理事会の承認を要する。

2 100万円以上の寄附金については、寄附者の意向によって寄附者の氏名や目的などを付した基金を設置することができる。

3 前項の基金の名称については理事会の承認を要する。

(改廃)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年2月14日の理事会において議決され、平成28年12月16日より遡って適用する。